

介護福祉士実務者研修（通信制）学則

けあスクール神港園介護福祉士実務者研修（通信制）事業を運営するにあたり、次のように定める。

第 1 条（開講の目的）

高齢社会の中、多様化するニーズに対応したサービスを提供するために必要とされる専門的な知識や技術を持った介護員の養成を行って、地域福祉の向上、発展に貢献することを目的とする。

第 2 条（事業者の名称及び所在地）

事業者名称 社会福祉法人神港園

所在地 神戸市西区神出町東字丸ヶ岡 1188 番地の 345

事務局 法人本部

第 3 条（研修事業の名称）

研修事業の名称をけあスクール神港園介護福祉士実務者研修（通信制）とする。

第 4 条（研修過程及び学習形式）

介護福祉士実務者研修課程を通信制及び面接事業（スクーリング）形式にて実施する。

2 修業年限は 6 か月間、学級数は 1 とする。

3 入所時期は 1 月 1 日とする。

第 5 条（受講対象者及び定員）

受講資格は心身ともに健康で介護福祉士の資格取得に向けての意欲があり、介護・福祉の業務への熱意をもって就業を希望している者とする。

2 定員は 15 名とする。

3 以下の研修修了者であって、その修了を証明できる書類を当法人に提出している者は、一部科目の履修が免除される

(1) 介護職員基礎研修修了者

(2) 訪問介護員 1 級課程修了者

(3) 訪問介護員 2 級課程修了者

(4) 介護職員初任者研修修了者

第 6 条（受講生の募集及び選抜方法）

受講生の募集は法人ホームページ等による一般募集及び神港園の推薦を受けた法人職員とする。

2 受講は申込順とするが、必要に応じて面接・選抜を行って受講生を決定する。

第7条（受講手続き）

法人ホームページ等により募集を開始し、受講を希望する者に対して受講案内と申込み用紙を送付する。

2 受講希望者は所定の申込用紙に必要事項を記入し、郵送・FAXにて申し込むものとする。

3 申し込み時に実施要綱に定められた本人確認のための証明書のコピーを添付するものとする。

本人確認書類は健康保険証、運転免許証、住民票、パスポート等のいずれか一つとする。

第8条（研修参加費用）

研修参加費用は以下の通りとする。

無資格者	110,000 円（税込）
訪問介護 2 級修了者	77,000 円（税込）
介護職員初任者研修修了者	77,000 円（税込）
訪問介護 1 級修了者	66,000 円（税込）
介護職員基礎研修修了者	44,000 円（税込）

別途、無資格者・訪問介護 2 級・介護職員初任者研修修了者は 12,800 円、訪問介護 1 級修了者は 4,800 円、基礎研修修了者は 2,800 円の教材費負担が発生する。

補講は 1 時間当たり 1,000 円（税込み）とする。

交通費等は受講者の負担とする。

第9条（研修カリキュラム）

研修カリキュラムは別紙に定める。

但し、講師の都合により変更する場合がある。

第10条（教材）

教材は中央法規出版介護福祉士実務者研修テキスト・第1巻人間と社会（第3版）・第2巻介護Ⅰ（第2版）、第3巻介護Ⅱ（第2版）、第4巻こころとからだのしくみ（第2版）第5巻医療的ケア（第3版）とする。

内容の詳細は別紙に定める

第11条（研修会場等）

研修実施会場は神戸市垂水区五色山 7 丁目 12-38 とする。

第12条（講師の氏名、担当科目）

講師の氏名及び担当科目は別紙に定める。

但し、講師の都合により変更する場合がある。

第13条（教職員の組織）

教職員の組織は次のとおりとする

センター長（養成施設長）	1 名
専任教員（うち主任者 1 名）	1 名

講師（介護過程Ⅲ）	1 名
講師（医療的ケア）	2 名
講師（課題添削）	2 名
事務員	1 名（兼務）

第 14 条（出席状況の確認）

受講生の出席については出席簿等の書類により確実に把握するものとする。

第 15 条（欠席の取り扱い）

事業所がやむをえないと認めた事情により研修の一部を受講できなかった場合には欠席届を提出させ、補講又は次回の研修を受講させて同等の知識が得られるようにする。

2 1 講義あたり 10 分以上の遅刻や中断は欠席扱いとし、補講対象とする。但し、15 時間を超える補講はこれを認めない。

3 補講についてはいずれも有料とする。

4 欠席者の次回の研修受講については直近の次回の研修受講に限り無料とする。

第 16 条（学習の評価）

通信課程についてはスクーリング前にテキストを使用して自宅学習を進め、指定期間内にレポートを提出して添削指導及び評価を行う。

2 添削指導は各教科毎に 1 回以上行い、採点、講評を行う。

3 受講者は各自の取得している資格の免除科目を除いた科目について指定期間内にレポートを提出し、評価を受ける。

評価は A 評価（90 点以上）、B 評価（80～89 点）、C 評価（70 点～79 点）D 評価（70 点以下）の 4 段階で、C 評価以上の評価を合格とする。

4 面接授業については実技・演習を上記 3 項と同様、A・B・C・D の 4 段階で評価し、C 評価以上を合格とする。

5 通信課程、面接授業とも D 評価の場合は課題の再提出及び再評価を行う。

6 受講生が極めて優秀な成績を上げた場合には、表彰をすることが出来る。

第 17 条（解約条件・返金の扱い）

受講者からの教材発送前のキャンセルについては、振込手数料を除いた全額を返金する。

教材発送後については教材費・送料・振り込み手数料等実費を差し引いて返金する。

開講後については解約・返金は認めない。

2 受講者が 5 名以下の場合には開講せず、受講料については次回に受講希望する場合を除き、全額返金する。

第 18 条（退学・退学処分について）

やむを得ない理由で退学する場合は、別紙、介護福祉士実務者研修中断・退

学届の提出を求める。

2 無断欠講が 2 回以上の場合、受講態度不良の場合等は退学処分とする。

第 19 条（休学）

受講生は疾病その他やむを得ない理由により就学することが出来ない場合は当スクールに休学届を提出して許可を得るものとする。この場合、疾病による場合は医師の診断書を添付するものとする。

第 20 条（復学）

受講生は、休学事由が消滅し復学しようとする場合には、当スクールに対し、復学届を提出して許可を得なければならない。

第 21 条（卒業）

すべての科目のレポートを提出して合格点を取得し、すべての面接授業に出席して合格点を得た者は介護職員実務者研修課程を卒業したものとし、修了証を交付する。

第 22 条（個人情報の取り扱い）

研修運営上知りえた受講者にかかる個人情報は厳重に保管し、けあスクール神港園研修関係の連絡等に限り使用する。

2 研修修了後、修了者名簿を作成し、兵庫県に提出する。

3 受講者本人の承諾を得ることなく、第三者に対して個人情報を開示しない。

4 講師及び他の受講生の個人情報開示については、受講者であっても一切受け付けない。

2 受講者は、実習等で知りえた利用者や入所者の個人情報を研修期間中及び修了後においても他に漏らさないこととする。

第 23 条（修了の認定）

面接授業の介護過程Ⅲ及び医療的ケア演習のすべてを履修し、全過程を修了した者に対し、通信課程、実技・演習の評価及び受講態度を総合的に、A評価（90 点以上）、B評価（80～89 点）、C評価（70～79 点）、D評価（70 点以下）の 4 段階で評価する。C評価以上で修了認定基準を満たしたものとする。

第 24 条（修了証等の交付）

すべての科目の修了認定を行った者に対しては定められた様式による修了証書を交付する。研修修了者から、破損、亡失等による再発行の依頼があった場合にはこれに応じる。

2 修了証の再発行については、事務手数料として 1,000 円を徴収する。

第 25 条（書類の保存）

入所、卒業、成績、出席状況等、生徒に関する書類は 5 年以上保存するものとする。

2 修了者名簿については、再発行等に備え永久保存とする。

第 26 条（通信養成研修対象地域）

通信養成対象地域は兵庫県内とする。

第 27 条（休業日）

休業日は毎年 12 月 28 日～翌 1 月 5 日までとする。

ただし、必要な場合は変更することがある。

第 28 条（情報開示）

社会福祉法人神港園ホームページにて、情報開示を行う。

ホームページアドレス <https://www.shinkouen.or.jp>

第 29 条（その他留意事項）

研修の実施に当たっては兵庫県介護福祉士実務者研修実施要綱に定める事項を遵守するものとする。

2 この学則に定めのない事項で運営に必要と認める場合は、養成施設の長がこれを定める。

この学則は令和 5 年 1 月 1 日より施行する